

大学及び大学院における必要な科目について
(検討に当たっての議論の整理)

1. 大学における必要な科目について

ア 単位数等の規定

- ① 講義及び演習科目については、公認心理師法において単位数等を省令で定めることを規定していないことから、省令では単位数等は定めない。
- ② 実習科目（心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践すること及びその見学並びに前後の指導を含むもの。以下同じ。）については、その実施を担保する観点から、時間数の下限を規定する。
- ③ 演習科目（ここでは、心理に関する支援の実践に当たり模擬患者等を用いたロールプレイング等の実施を指し、大学設置基準で定める「実習及び演習」とは区別する。）について、時間数を規定するかどうかが整理する必要があるのではないか。

イ 講義及び演習科目

- ① 講義及び演習科目については、「たたき台」において「心理学基礎科目」、「心理学発展科目」に大別されている。
- ② これまでのワーキングチームにおける議論において、心理学基礎科目として「臨床心理学概論」を追加すること、心理学発展科目の概念として「基礎心理学と応用心理学」ではなく「基礎心理学と臨床心理学」とする案が出された。検討に当たっては、下記の事項について事実関係等を整理する必要があるのではないか。
 - ・ 心理学の学問体系における「臨床心理学」の位置づけ
 - ・ 「臨床心理学」と欧米における「clinical psychology」との関係
 - ・ 「臨床心理学概論」に含むべき具体的な内容
- ③ 公認心理師としての職責、義務、倫理等について学ぶ科目の名称（たたき台では「公認心理師概論」）について検討する必要があるのではないか。

ウ 実習科目

- ① 大学における実習については、担当教員及び実習施設における担当指導者（以下、指導者という。）の下、心理に関する支援の実践ができることが望ましいが、実習施設の実情も踏まえ、各大学において実習施設及び実習内容の検討を行うこととしてはどうか。
- ② 実習施設については、大学卒業後に実務経験を経て試験の受験資格を取得することがあることを踏まえ、心理に関する支援の実態に対する理解を促す観点から、主要な5分野（保健医療、福祉、教育、司法・

法務・警察、産業・労働)に関する施設の見学を中心とした実習をすべきではないか。

- ③ 実習を担当する教員及び学外施設において実習を担当する指導者の要件については、見学を中心とした実習となることが想定されることを踏まえ、大学院の実習担当教員及び指導者の要件よりも以下の点において緩和する。
 - ・ 1人の教員(又は指導者)が担当する実習生の人数の上限

2. 大学院における必要な科目について

ア 単位数等の規定

- ① 大学と同様に、講義及び演習科目については省令では単位数等は定めず、実習科目についてはその時間数の下限を規定する。

イ 科目について

- ① 「たたき台」においては、「実習科目」とそれ以外の「実践科目」に大別されている。
- ② 「実践科目」は、大学設置基準上の「講義及び演習」に該当する内容を想定しているが、さまざまなケースについて議論を行うといった演習を重点的に実施することが望ましい。
- ③ これまでのワーキングチームにおける議論において、実践科目に「臨床心理学特論」を追加する案が出されたが、検討に当たっては、前述の「臨床心理学」に係る事項に加え、下記の事項についてもどのようなものか整理する必要があるのではないかと。
 - ・ 「臨床心理学特論」に含むべき具体的な内容及び大学において学修する内容との関係
 - ・ 「特論」という言葉の定義や概念

ウ 大学院における実習の内容

- ① 大学院においては、大学よりも質量ともに充実した実習が求められる。見学中心のみではなく、実際のケースを受け持った上で、現場の指導者とともに心理に関する支援の実践を行うことが望ましい。
- ② 医療機関での実習を必須とし、医療分野以外の分野についても2施設程度の実習を行うことが望ましい。一方で、医療分野以外の分野の関連施設においては、実際に心理に関する支援を要する者等に対して支援の実践を行うことが困難である可能性があることを踏まえ、学外施設での実習のあり方についてさらに議論をすべきではないか。
- ③ 1施設当たりの実習時間について、目安を整理する必要があるのではないかと。

- ④ 一方、既存の学内相談室の位置づけについては、実習は必須ではないかという意見もあったが、これまでの議論を踏まえ、下記の事項について検討する必要があるのではないか。
- ・ 学内相談室は、大学院に設置されている施設ではあるものの、現時点ではその設備や提供するサービス等について法令上規定されているものではない。また、これまでの議論を踏まえると、大学院によって来談者の数等においてばらつきがあることは否定できず、実施している心理に関する支援の内容についても客観的な情報が不足している。
 - ・ 学内相談室での実習においては、接遇や対人援助の基礎的な技能の習得が期待される一方で、主要な5分野における実際の支援に当たって重要と考えられる多職種連携等の視点を学ぶことが難しい。
 - ・ 学内相談室を実習施設として位置づける場合、質の担保及び均てん化を図る観点から、どのような基準を定めたらよいか。また、実習時間における学内相談室と学外施設における割合をどのように整理するか。

3. その他

- ① 今後省令において公認心理師となるために必要な科目を定めることとなるが、当該科目以外の学修を妨げるものではない。
- ② 到達目標等の内容のうち、以下の用語についてはその指すところが明確ではない又は分野によって違っていることから、整理を行うことが望ましい。
- ・ 「アセスメント」
広く一般的に使用されている用語であるが、心理に関する支援に当たって行う「アセスメント」の範囲はどのようなものか、特に他の医療職が行う「アセスメント」（医師が行うアセスメントには精神疾患の診断等の医行為が含まれている。）との違いに留意して整理する必要がある。
 - ・ 「コンサルテーション」
一般的に医師の間では、「他の診療科への相談や診察の依頼」を行うことを指して用いられているが、心理的支援を行う場においては、「心理に関する支援を要する者の関係者に対する助言」を指して「コンサルテーション」ということが多い。「コンサルテーション」は、医学教育モデル・コア・カリキュラムにおいて前者の意味で既に用いられており、同じ用語を違う意味で用いることは誤解や混乱を招くおそれがある。